**平成２３年（フ）第９０号**
北海道砂川市三砂町22番地２　Ｃ号棟42号
債務者　及川　澄子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２３年（フ）第９２号**
北海道滝川市中島町４丁目９番２号
債務者　古屋　順二
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２３年（フ）第９３号**
北海道滝川市中島町４丁目９番２号
債務者　古屋喜美江
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２３年（フ）第９４号**
北海道空知郡上砂川町字鶉306番地５
債務者　伊藤　和夫
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２３年（フ）第１１９号**
岩手県北上市和賀町岩崎新田大和65番地
債務者　及川　　享
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２３年（フ）第１２９号**
岩手県北上市村崎野14地割428番地13　キメラハイツＢ棟201号、前住所岩手県北上市北鬼柳18地割165番地２　ホワイトハウス201号
債務者　千葉　恒子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２３年（フ）第１３１号**
岩手県北上市北鬼柳15地割141番地１　シャーメゾンインターＢ―102、前住所岩手県北上市北鬼柳17地割114番地２　コーポサンフレーズⅡ103号
債務者　佐藤　有希
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２３年（フ）第６６６号**
神奈川県厚木市下依知1180番地１　レオパレスラフィネⅡ―102
債務者　岸本　　央
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第６９７号**
神奈川県厚木市林１丁目10番18号
債務者　鈴木　　潤
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第７４０号**
神奈川県厚木市三田2637番地１　サンハイツⅠ―201
債務者　久木野理恵（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第７５３号**
神奈川県秦野市萩が丘７番６号　谷方
債務者　山口　千鶴
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第１５０号**
新潟県胎内市二葉町９番15―526号
債務者　佐藤　綾子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２３年（フ）第３２８号**
和歌山県岩出市川尻233番地の８
債務者　山下　　幸
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第４８９号**
和歌山市田尻42番地の15
債務者　双原喜美子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第５０８号**
和歌山市太田634番地の６
債務者　福田　裕一
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第５０９号**
和歌山県有田郡有田川町大字庄801番地４
債務者　坂口組こと　坂口　清一
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第５１０号**
和歌山県有田郡有田川町大字庄801番地４
債務者　坂口美知子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係